## アドミニストレーション <br> 第 8 巻 $3 \cdot 4$ 合併号 <br> 2002年3月 <br> 尾形不未夫先生退職記念号

尾形不未夫先生略歴

## 巻頭の辞

尾形不未夫先生への感謝の言葉 久間 清俊

## 論説

市町村と地縁団体
——市町村合併の1論点—— 渡邊 榮文
ポストモダンでの経営戦略を考える （その1） 黄 在 南
行為と理解との相互作用によって駆動される 知識創造過程に関する考察 津曲 隆
景気回復と銀行信用（234）（3）（25）（73）
自主制度設計•運用による自治体の政策実現
——自治体政策法務•財務論〈序説〉
石森久広•小崎昭也•三島健一
看護を基盤とする社会形成への展望柴田 恵子（135）英語語彙学習のためのCALLソフトウェア開発
進藤 三雄

## 研究ノート

社会科学系学部における情報科学（コンピュータ）教育（その4）
——EJBを用いた情報システム構築
藤尾 好則

## 熊本県立大学総合管理学会会則

第 1 章 総則

## 【名 称】

第1条 本会は，熊本県立大学総合管理学会と称する。

## 【事務所】

第2条 本会の事務所は，熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。
【目 的】
第3条 本会は，総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。
【事 業】
第4条 本会は次の事業を行う。
（1）機関誌「アドミニストレーション」の発行
（2）研究会，講演会の開催
（3）その他評議員会において適当と認めた事業
第2章 会員
【会 員】
第5条 本会は，次の者をもってその会員とする。
（1）態本県立大学総合管理学部の教授，助教授，常勤の講師および助手（普通会員）
（2）能本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
（3）熊本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
（4）態本県立大学総合管理学部•大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会し た者（特別会員）
（5）態本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者，およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）
【会 費】
第6条 会員は，会費を納めなければならない。但し，名誉会員についてはこの限りではない。 2 会費については評議員会が別にこれを定める。
【「アドミニストレーション」の無料配布】
第7条 会員は，無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し，発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

## 第3章 運営

【役 員】
第8条 本会には以下の役員を置く。
（1）会長
（2）評議員
（3）理事
（4）監査役
2 本会は，上に挙げた役員の他，必要と認めた場合には，名誉会長を置くことができる。

## 熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学名誉教授•前学長）
会 長 久間 清俊（熊本県立大学総合管理学部学部長）

